

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	源泉徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、源泉徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和6年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	源泉徴収等に関する事務			
②事務の概要	所得税法に基づき、給与、報酬・使用料等を支払う際に所定の所得税を源泉徴収し、国に納付する。 また、所得税法第225条及び第226条の規定に基づき、法定調書を作成し提出等を行う。 番号法に基づき、特定個人情報を次の事務に使用する。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収票及び支払調書の提出等に関する事務 ・給与支払報告書の関係市区町村への提出等に関する事務			
③システムの名称	・財務会計システム ・財務独自支援システム ・EXCEL			
2. 特定個人情報ファイル名				
支払対象者情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第2項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	出納室			
②所属長の役職名	出納室長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話：0867-72-6204			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所出納室 電話：0867-72-6141			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	出納室長 森本 裕子	出納室長 逸見 真由美	事後	人事異動
令和5年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	出納室長 逸見 真由美	出納室長 小寺 俊一	事後	人事異動
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第3項	番号法第9条第2項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	出納室長 小寺 俊一	出納室長		
令和6年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正